翌年度の漫画購入に係る推薦権について

【推薦対象とする漫画】

1. 漫画作品として一定の評価を得ているもの
2. 漫画賞その他の評価・選考において実績のあるもの
3. 文化的、社会的、歴史的又は教育的な資料価値を有するもの
4. 利用者からの需要が見込まれるもの
5. 当施設の蔵書構成上、収集する意義が認められるもの
6. その他、本市が公共施設の蔵書として適当と認めるもの

※上記は例示であり、いずれかに該当する場合でも購入を決定するものではない。

【推薦するにあっての注意事項】

① 推薦者は、上記の「推薦対象とする漫画」に基づき作品を推薦することができる。**ただし、推薦は購入を決定するものではなく、購入の最終的な判断は本市が行う。**

② 推薦者は、特定の作品、作者、出版社その他の関係者について、自己の利益その他の私的な利益を目的として推薦してはならない。

③ 推薦者又は選定に関与する者が、推薦作品の作者、出版社、販売者その他の関係者と利害関係を有する場合は、その事実を申告し、必要に応じて当該作品の選定から外れるものとする。

④ **次のいずれかに該当する作品は、原則として購入を見送ることとする。】**

1. **特定の商品、企業、団体等の宣伝を主たる目的とするもの**
2. **特定の政治的又は宗教的主張の宣伝を主たる目的とするもの**
3. **著作権、プライバシーその他の権利について重大な問題があるもの**
4. **公共施設における一般的な利用に著しく適さないと判断されるもの**
5. **付録、特典その他の付加物を主な目的とするもの**
6. **既存資料との重複が著しく、購入する合理的な理由が認められないもの**
7. **その他、公共施設の資料として収集することが著しく不適当と認められるもの**

※暴力、性的表現、差別的表現、政治的主張その他の表現を含むことのみを理由として、機械的に購入対象から除外しない。これらの表現については、「作品全体における位置付け」「表現の目的及び文脈」「想定される利用者層」「文化的・社会的・資料的価値」「公共施設における提供の適切性」等を総合的に考慮して判断する。